

柏崎市飲食関連事業者等事業継続支援金

補助対象者 以下の①～③全てに該当する方

チラシ有効期間 2022.4.1～2023.3.31

- ① 市内に本社又は事業所を有する飲食関連事業者（タクシー事業者・自動車運転代行業者を含む）
- ② 新潟県事業継続支援金（飲食関連事業者等）【まん延防止等重点措置枠】の支給決定を受けている方
- ③ 納期限の到来した市税を完納している方

以下参照

市の支援金の申請には以下の支援金を支給決定されていることが条件です。

新潟県事業継続支援金（飲食関連事業者等）【まん延防止等重点措置枠】

受付締切日：2022年5月31日（火）※締切日消印有効

飲食店等への営業時間短縮の影響により売上が減少した飲食関連事業者等に対する支援金

※この支援金は**飲食関連事業者**が対象です。**飲食店は対象外**となるため、申請の際はご注意ください。

飲食店に直接、商品・サービス（食材、飲料、クリーニング等）を提供している事業者

市の支給額

市内で事業所を経営する事業者 **10万円**（1事業者につき1回まで）

提出書類及び申請方法

柏崎市飲食関連事業者等事業継続支援金支給申請書

添付書類

- 県支援金の支給決定通知の写し
- 通帳（振込先口座が分かるもの）の写し
- 市税完納証明書
- 事業内容を確認する書類「直近の確定申告書B」または「直近の法人事業概況説明書」の写し
- 【個人事業主のみ】本人確認書類の写し（運転免許証、パスポート、保険証）等

step1（事業者 ↔ 新潟県）

事業継続支援金（飲食関連事業者等）【まん延防止等重点措置枠】⇒ 支給決定



（柏崎市HP）

step2（事業者 → 市）

市支援金の支給申請
↓
支給決定

step3（市 → 事業者）

支給決定通知書発送後、
7日以内に口座振込

申請期限 2023年3月31日（金）まで

申請先

TEL 0257-21-2335

E-mail shogyo@city.kashiwazaki.lg.jp

〒945-8511 柏崎市日石町2-1

柏崎市商業観光課



かしわざき